

訪問看護重要事項説明書【医療保険】

1. 事業所の概要

事業所名	あすなろ訪問看護ステーション		
所在地	福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115-483		
提供可能サービス	訪問看護・予防訪問看護		
介護保険事業所番号	4060490010号		
管理者及び連絡先	サービス種類	管理者	連絡先
	訪問看護・予防訪問看護	安永 弥生	092-936-9653
サービス提供地域	須恵町・志免町・宇美町・粕屋町・博多区		

2. 事業所の職員体制

職種		従事するサービス種類	人員
管理者		訪問看護・業務全般の管理	1名
サービス提供者	看護師	訪問看護	5名以上
	PT(理学療法士)	リハビリ	必要数
	OT(作業療法士)	リハビリ	必要数
	ST(理学療法士)	リハビリ	必要数
	事務職	事務	1名

3. 営業日・時間

サービス種類	平日・土曜日	祝祭日
訪問看護	8:30～17:00	

※訪問看護は12月31日(12:30)～1月3日までは「祝祭日」の扱いになります。

※但し、必要に応じて対応します。

4. サービス内容

訪問看護は利用者の居宅において看護師その他の省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。

①症状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③褥瘡の予防 ④食事及び排泄等の日常生活の世話 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

5. 利用料金負担

①利用者から頂く利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。

・利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行しますので、月末までにお支払いをお願いします。

※利用者負担金(医療保険法定利用料)

(基本療養費 + 管理療養費 + 加算分) × 負担割合 となります。

■後期高齢者の対象者

…月額上限について詳しくは各市町村役場窓口へお問い合わせ下さい。

■一般の健康保険等

…公費の受給者証をお持ちの方は、各市町村により自己負担額が変わります。

医療保険料金

サービスの種類	個人負担(10割)
基本療養費	5,550円
基本療養費(4日目以降)	6,550円
管理療養費 初日	7,710円
管理療養費(2日目以降)	3,010円
緊急訪問看護加算	2,650円

加算項目(一部)	個人負担
24時間対応体制加算	6,800円
特別管理加算 I	2,500円
特別管理加算 II	5,000円
情報提供料	1,500円
ターミナルケア療養費	25,000円
訪問看護ベースアップ評価料(I)	1,830円
訪問看護物価対応料 I(初日)	60円
訪問看護物価対応料 I(2日以降)	20円

※保険適用外料金(自費)(税抜価格です)

死後の処置料	10,000円
自費訪問看護(1時間)	5,000円

医療保険では条件によりご利用できる回数が制限されています。
 限度を超えて自費での訪問サービスを希望される方は下記の料金でご利用頂けます。

基本料金	12,210円	+ 条件により追加料金が発生します
------	---------	-------------------

<主な追加料金>

・ 早朝料金	2,100円	…訪問開始時刻が6:00-7:59
・ 夜間料金	2,100円	…訪問開始時刻が18:00-21:59
・ 深夜料金	4,200円	…訪問開始時刻が22:00-5:59

※通常時間帯(8:00~17:59)での訪問の場合は、時間帯の追加料金はありせん

②訪問看護サービス提供において駐車場の確保が困難な場合や有料駐車場を利用せざるを得ない場合には、その費用を利用者に請求いたします。なお、事前に利用者またはその家族に説明し、同意の上で請求いたします。

6. キャンセル

①利用者がサービスの利用中止をする際は、速やかに下記連絡先までご連絡下さい。

連絡先: 092-936-9653

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用日の前々日までにご連絡下さい。

※当日訪問時のキャンセル(利用者都合)はキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。
 (但し、利用者の急変などの緊急の場合はキャンセル料は不要です)

③キャンセル料は、利用料の50%をお支払いいただきます。

- ・サービス利用時間まで…無料
- ・訪問時間内のキャンセル…利用料金の50%

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に関わる居宅介護支援事業所に対して、連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速に行い原因を解明し再発防止の対策を講じます。

8. 緊急時の救急車の同乗他

訪問看護は、利用者宅以外での看護サービスは認められていません。

このため、利用者急変時の看護師等の救急車同乗など、利用者宅以外の訪問看護については保険給付対象外サービス(自費訪問看護)となりますことをご了承下さい。

別途、時間単位による自費、搬送先病院からの看護師交通費などを請求させていただく場合があります。

9. カスタマーハラスメントについて

当事業所では安全な労働環境と質の高いサービス継続のため、大声での叱責、人格否定、不当な要求、性的な言動などのカスハラ行為を対象とした対策を講じています。該当行為が認められた場合は、複数名での訪問やサービス停止・契約解除の措置をとる場合があります。

なお、正当なご意見や苦情はこれまでどおり誠意をもって対応いたします。

10. 公共機関の相談窓口

■サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【電話】092-936-9653 【FAX】092-936-9655 担当者: 安永 弥生(訪問看護管理者)
 対応時間: 8:30~17:00

■公的機関においても、次の機関にて苦情申出等ができます。

・市町村介護保険相談窓口 ・福岡県国民健康保険団体連合(国保連)

<公共機関の相談窓口>

窓口	住所	電話	FAX
須恵町地域包括支援センター	須恵町大字須恵771	092-932-1180	092-957-6242
宇美町地域包括支援センター	宇美町宇美5丁目1-1	092-934-2249	092-957-0286
志免町地域包括支援センター	志免町志免中央1丁目1-1	092-935-1001	092-935-2456
粕屋町役場 介護福祉課	粕屋町駕与丁1丁目1-1	092-938-0229	092-938-3150
粕屋町支部広域連合相談窓口	久山町大字久原3168-1	092-652-3111	092-652-3106
篠栗町地域包括支援センター	篠栗町大字篠栗4855-5	092-948-6650	092-947-7977
博多区役所介護保険課	福岡市博多区博多駅前2-19-24	092-419-1078	092-441-1455
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	福岡市博多区吉塚本町13-47	092-642-7859	092-642-7857